

# 退院後支援事業

地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン

## 【概要】

入院した精神障害者のうち、自治体を中心となって退院後の医療等の支援を行う必要があると認められる者について、各自治体が、その体制を整備しつつ、可能な範囲で積極的な支援を進めていくことができるよう、現行の法の下で実施可能な、自治体を中心とした退院後の医療等の支援を行う。

## 【実施内容】

障害の受容が困難とされ、支援者への不信感を抱きやすい非自発的入院者のうち同意が得られた者に対し、退院後支援計画を作成する。

- 本人の同意が得られない場合、計画の作成は行わないが、法第47条による相談支援等を提供できるよう、環境調整を行う。  
同時に、同意が得られるよう、丁寧に説明を行い、その後の支援につなげる。

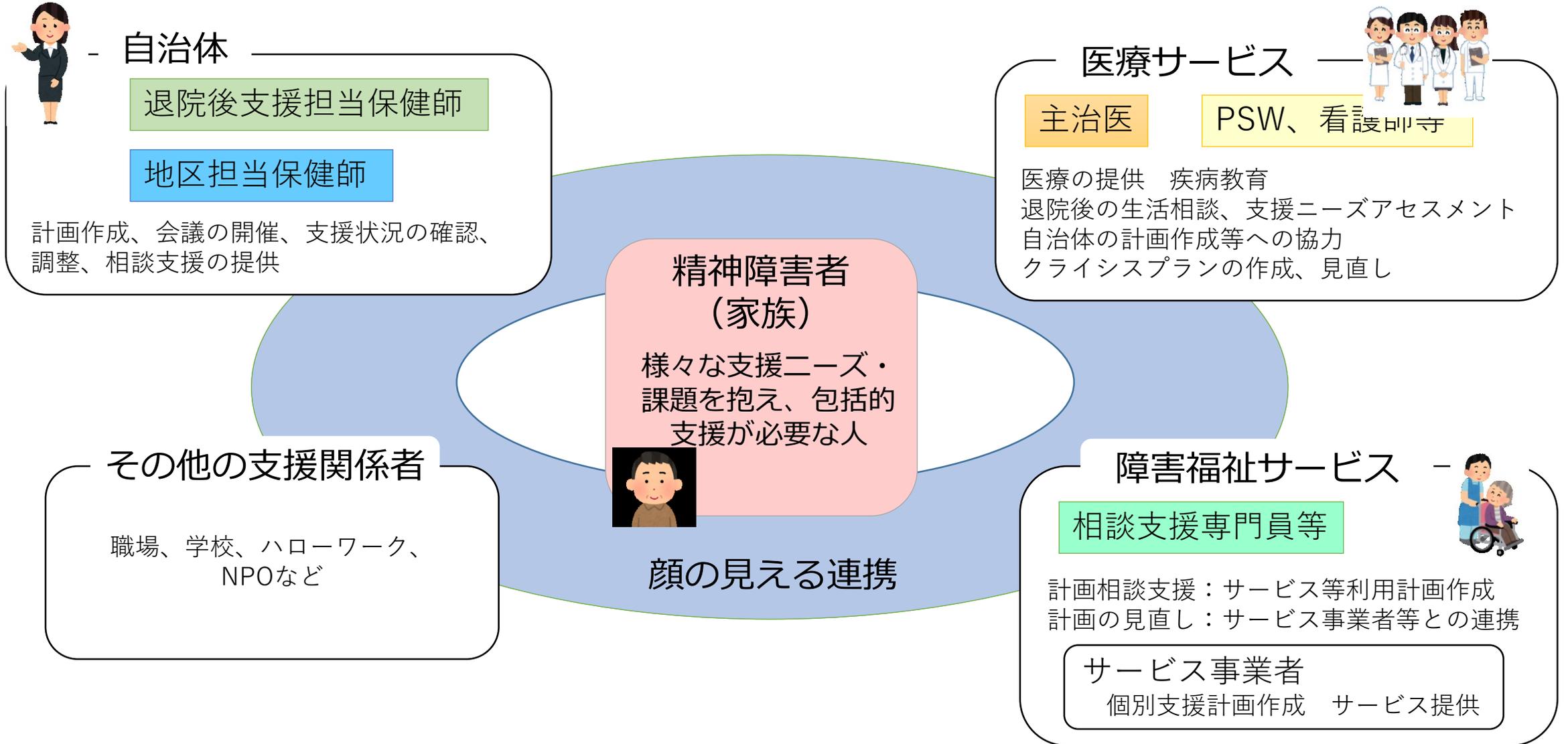
➤文京区では措置入院者を対象として実施予定

# 文京区退院後支援事業

## 【実施方法】

1. 退院後支援担当保健師を配置し、対象者にできるだけ早期に接触し、信頼関係の構築を図る。
2. 本人の同意を得た上で、本人の支援ニーズを的確に評価する。
3. 保健所が主体となり、本人及び家族その他の支援者並びに支援関係者等の参加による支援会議を開催し、計画の内容等を協議する。
4. 本人の支援ニーズ及び支援会議の結果を踏まえ、退院後支援計画を作成。  
※本人及び家族その他の支援者の意向を十分に踏まえながら、支援対象者が円滑に地域生活に移行できるよう、過不足のない支援を提供する。
5. 退院後支援計画期間終了時に支援会議を実施し、計画の進捗状況および本人の支援ニーズを確認。計画終了後は通常の支援体制に移行する。

# 精神障害者に対する包括的な退院後支援のイメージ



顔の見える連携による地域の支援体制整備を通じて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に寄与  
すべての精神障害者がその人らしい地域生活を送ることのできる社会を目指す

# 文京区の23条通報数および措置入院数

	23条通報（文京区）※法23条に基づく警察官通報			その他※ 措置入院
		区民	措置入院	
令和元年度*	44件	28件	11件	1件
令和2年度	62件	44件	16件	3件
合計	106件	72件	31件	

\* 令和元年度は7月以降の発生分

※ 他区にて警察官通報から措置入院となり、  
病院から情報提供された者

# 措置入院者に対する支援実績

※令和元年7月以降

退院後支援対象者（措置入院者）		
	直接支援実施	
		計画作成済み
31件	22件	10件*

\* 令和3年9月末時点

## 【直接支援未実施者内訳：9件】

支援希望なし 5件  
高齢者・知的障害者 2件（他機関支援）  
地区担当の支援 1件  
他自治体退院者 1件

## 【計画未作成者内訳：12件】

高齢者支援機関が対応 2件  
地区担当による通常支援 2件  
計画作成前に他自治体へ転出 2件  
計画作成希望なし 1件  
入院継続中 5件（支援継続中）

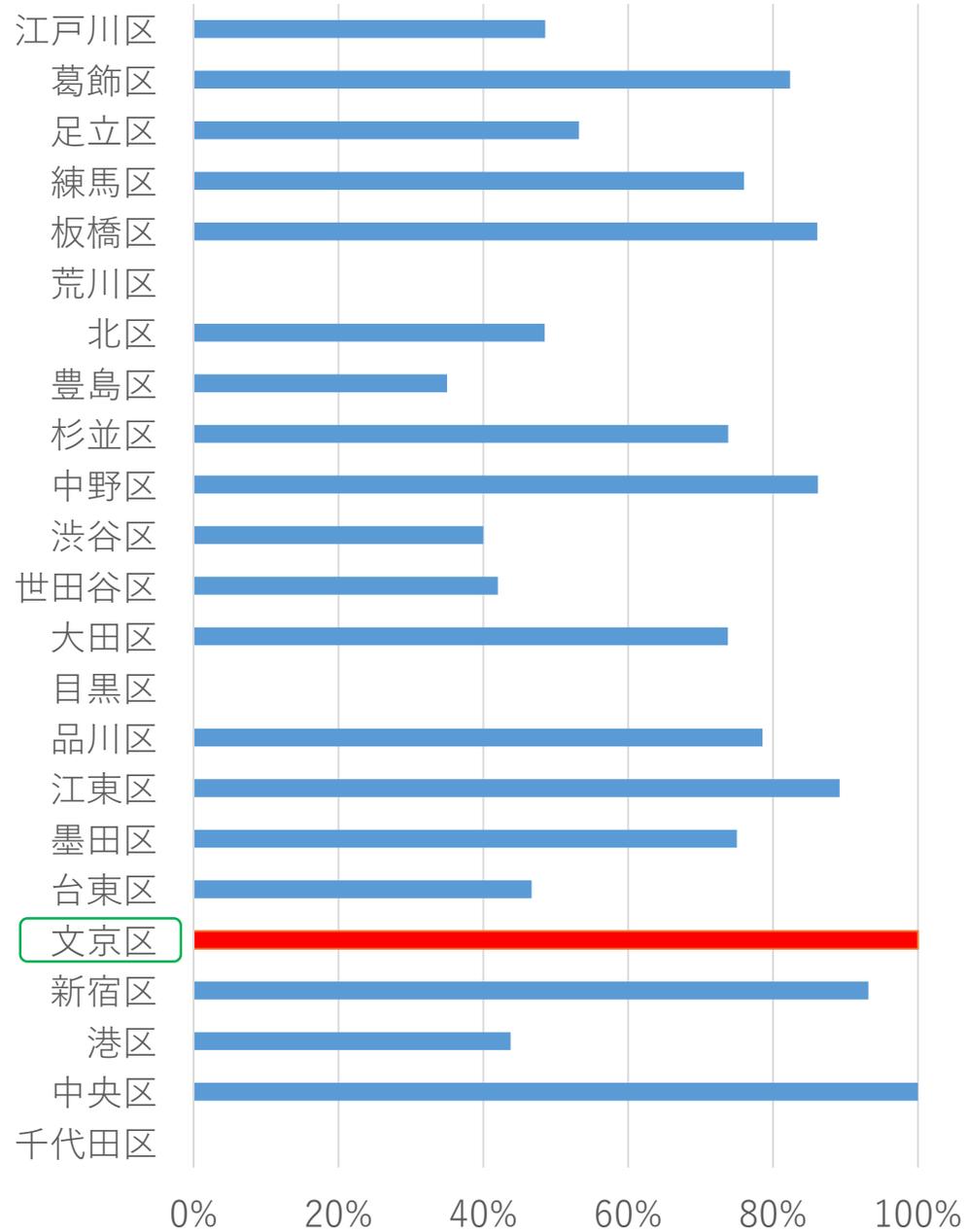
# 措置入院者への支援数（令和2年度）

「都措置入院者退院後支援ガイドライン」運用に係る保健所調査結果より

	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区
措置数	2	4	16	44	19	15	16	37	14	16	61	50	20	29	42	20	33	18	36	50	62	34	35
把握数	0	4	7	41	19	7	12	33	11	-	45	21	8	25	31	7	16	-	31	38	33	28	17
支援数	0	4	7	24	14	4	7	23	6	3	11	20	8	17	18	7	16	9	20	38	27	27	17

※目黒区、荒川区の把握数については未回答

把握数/措置数 (令和2年度)



支援数/措置数 (令和2年度)

